

指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護 山布施の里 重要事項説明書
（令和 7 年 2 月 1 日現在）

ユニット型短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所「山布施の里」は、ご利用者に対してユニット型短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1. 施設経営法人

- (1) 事業者の名称 社会福祉法人 長野南福祉会
- (2) 事業者の所在地 長野市栗田 669
- (3) 代表者の職・氏名 理事長 倉石 和明
- (4) 設立年月日 平成 2 年 6 月 30 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 併設型ユニット型短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業
- (2) 施設の名称 短期入所生活介護事業所 山布施の里
- (3) 施設の所在地 長野市篠ノ井山布施字西河原 8485 番地 1
- (4) 電話番号 026-217-6411
- (5) F A X 番号 026-229-1055
- (6) 管理者 氏名 小池 久美子
- (7) 利用定員 7 人
- (8) アクセス 長野バスターミナルより川中島バス高府行き、又は新町行きで村山下車
徒歩 2 分
車では国道 19 号長野から新町方面に向い、信号村山の先右側
- (9) 当法人の理念
「人は人として存在することによって尊く、真の福祉は、人の尊さを知り個人の人格を敬愛することから始まる」

3. サービスの特徴

- (1) 重点事項
利用者が安心して、やすらぎのある日常生活が送れる場づくりに努めます
利用者の主体性を尊重し、自立支援・重度化防止に取り組めます。
利用者の心身の状態や病状及び嗜好に配慮した食事の提供に努めます。

4. 施設の職員体制

職名	常勤	非常勤	資格等
管 理 者	1（兼務）		介護福祉士・社会福祉主事
嘱 託 医		1	
生 活 相 談 員	1（兼務）	1	介護福祉士・社会福祉主事
介 護 職 員	3 以 上		
機 能 訓 練 指 導 員	1（兼 務）		看護師
栄 養 士	1（兼 務）		栄養士
事 務 職 員	1（兼 務）		

5. 施設設備の概要

居 室	ユニット型個室	7 室（11.64 m ² ～13.08 m ² ）
浴室	一般浴室	1 室（31.2 m ² ）
	機械浴室	1 室（36.0 m ² ）
食堂兼機能訓練室		1 室（45.7 m ² ）
医務室		1 室（3.8 m ² ）
介護職員室		1 室（6.7 m ² ）

6. サービスの内容

(1) サービス計画

「居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）」に沿ってご利用者の身体状況、ご家族の要望を踏まえ短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画を作成します。

(2) 食事

朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～ 間食 10：00、15：00

(3) 入浴

週 2 回状況に応じて一般浴と機械浴の入浴を行います。希望入浴も行っております。また、身体の状態によっては清拭となる場合があります。

(4) 介護

サービス計画に沿って次の介護を行います。食事・排泄・入浴・更衣等の介助、体位交換、シーツ交換、移動の付添等

(5) 健康管理

一般生活上の処置及び観察を行います。

(6) 生活相談

相談員は、ご利用者及びその家族からの、ご利用者に関わる生活相談に応じます。

(7) レクリエーション

季節の行事等に参加いただけます。

(9) その他

理美容サービス（実費）等

7. サービス利用料金表

下記の利用料金表により、要介護度に応じた併設型ユニット型短期入所生活介護費と加算単位(☆印は全員対象、それ以外は該当した場合のみ対象)と食費及び居住費等の合計金額をお支払い頂きます。(表示は1日当たりの単位数です。国家公務員の地域手当に準じた地域割区分と適用地域の上乗せ割合の見直しが行われた結果、長野市は1単位10.17円の計算となります。)

サービス内容		単位数	備考
併設型ユニット型 短期入所生活介護費	要介護1	704単位	
	要介護2	772単位	
	要介護3	847単位	
	要介護4	918単位	
	要介護5	987単位	
併設型ユニット型 予防短期入所生活介護費	要支援1	529単位	
	要支援2	656単位	
☆	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合
	緊急短期入所受入加算	90単位	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認め、緊急に行った場合。
☆	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	介護福祉士が60%以上配置している場合
☆	送迎	184単位	通常の送迎実施地域は、信里・信更 篠ノ井・安茂里・川中島・小田切・七二会 中条・信州新町・小川(高府)
☆	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に 14.0%乗じ加算	厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員の賃金改善を行った場合
☆	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位	生産性向上ガイドラインに基づいた生産性向上活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを導入し、1回/年ごとに業務改善の取り組みのデータ提供を国に行った場合
	長期利用者に対する減算	1日につき30 単位を減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合
	長期利用の適性化	介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数	連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合

8. 食費・居住費について

食費（食材料費・調理費）と居住費（光熱水費）は自己負担となりますが、食費は 1 日あたり 1,445 円になりますが入退所日及び外出等で 1 日 3 食を摂らない場合は、1 食毎に設定した金額の合計額を請求します。（内訳：朝食 400 円 昼食 595 円 夕食 450 円）

介護負担限度額認定をうけている場合は、認定証に記載された額に基づいてご請求します。（下記表参照）

利用者負担額		食費	居住費 (個室)
第 1 段階	- 生活保護を受給されている方 - 老齢福祉年金等を受給されている方	300 円	880 円
第 2 段階	- 世帯全員又は配偶者が住民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が合計で 80 万円以下の方 (世帯分離されている場合も同様) - 預貯金額が単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下	600 円	880 円
第 3 段階①	- 世帯全員又は配偶者が住民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が合計で 80 万円超 120 万円以下の方 (世帯分離されている場合も同様) - 預貯金額が単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下	1,000 円	1,370 円
第 3 段階②	- 世帯全員又は配偶者が住民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が合計で 120 万円超 (世帯分離されている場合も同様) - 預貯金額が単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下	1,300 円	1,370 円
第 4 段階	- 上記以外の方 - 預貯金が次の金額を超える場合 ① 配偶者がいる方 2,000 万円 ② 配偶者がいない方 1,000 万円	1,445 円	2,066 円

9. その他の料金

① 嗜好品（水分）	実費
② 注文食	時価の代金となります。
③ 理美容代	実費となります。

10. 支払い方法

利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し毎月 20 日頃に請求書をご家族様にお渡しいたします。

お支払方法は以下の通りです。契約時にお選びください。

- 1 口座自動引落（八十二銀行に限る）
- 2 現金払い
- 3 指定口座への振込み（手数料はご負担下さい）

11. サービスの利用方法

サービス利用の申込については、直接施設へご連絡頂くか若しくは、担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員にご相談下さい。ご利用期間決定後、契約書並びに重要事項説明書の内容を説明し、契約を結びます。

なお、ご利用の予約は6か月前から受付します。

担 当：小池 久美子

受付時間：午前 8 時 30 分より午後 5 時 30 分

12. サービス利用の中止

- (1) サービスの利用の中止をする際には、下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話）：026-217-6411

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

13. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会
面会時間 9：00～17：00頃の間でお願いします。
感染予防のため、手指の消毒等のご協力及び風邪等の症状のある方はご遠慮下さい。
- ・ 外出
前日までにお申し出下さい。身体状況の確認及び食事についての確認が必要となります。
- ・ 飲酒 喫煙
飲酒は他の利用者の生活に支障を及ぼさない範囲において自由です。
喫煙は自由ですが、所定の場所にてお願いします。
- ・ 金銭管理及び貴重品等の管理
利用者ご本人が管理することは自由ですが、紛失等には十分ご注意下さい。
- ・ 受診
基本的にはご家族の付添いで、受診していただきます。ご協力をお願いします。
- ・ 宗教活動
他の利用者及び施設運営上、支障とならない範囲において自由です。

14. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 山布施の里「防災計画」に沿って対応します。
- (2) 防災設備 消火器、非常消防設備、非常灯、火災熱感知器・屋内消火栓等を

- (3) 防災訓練 年2回以上実施します。
 ○ 総合防災避難訓練（地域各種協力団体参加）
 ○ 防災避難訓練（職員消火訓練、避難訓練）夜間想定
- (4) 防火責任者 防火管理者 丸山 諒

15. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。
- 苦情受付窓口 山布施の里
 - 苦情解決責任者 施設長 小池 久美子
 - 苦情受付担当 生活相談員 小池 久美子
- (2) ご意見箱を1階受付前に設置してありますので、忌憚のないご意見をお寄せ下さい。
- (3) お寄せ頂いたご意見に関しては、「苦情対応マニュアル」に添って適切に対応します。
- (4) 苦情解決のための他の機関
- 長野市保健福祉部介護保険課 026-224-7891
 - 長野県福祉サービス運営適正化委員会 0120-28-7109
 - 長野県国民健康保険団体連合会 026-238-1580
 - 各市役所町村役場

16. 第三者評価について

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合、その場の職員は、直ちに応急処置を行い、当事業が定める「事故対応マニュアル」に沿って適切に対応します。
- (2) 事故対応終了後、速やかに事故検討会を開催し、当該事故の評価分析を行った上で、防止策に努めます。

18. 緊急時の対応方法

利用者の容体に変化があった場合には、ご家族の方に速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な処置を行います

【主治医連絡先】

病院又は診療所名	
主 治 医 名	
住 所	〒
電 話 番 号	

短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

〈 事業者 〉

所 在 地 〒380-0921
長野市栗田 669

事 業 者 名 社会福祉法人 長野南福社会
理 事 長 倉 石 和 明

説 明 者 職 名
氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、その内容について了承しました。

令和 年 月 日

〈 利用者 〉

住 所

氏 名

〈 署名代行者 〉

住 所

電 話

氏 名

(続柄)

〈 身元引受人 / 第一緊急連絡先 〉

住 所

電話番号/携帯番号

氏 名

(続柄)

〈 身元引受人 / 第二緊急連絡先 〉

住 所

電話番号/携帯番号

氏 名

(続柄)